

令和8年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和8年1月13日 開会

令和8年1月13日 閉会

奈井江町議会

令和8年第1回奈井江町議会臨時会

令和8年1月13日（火曜日）
午後1時00分開会
午後1時18分閉会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（13名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉

○欠席した者の氏名

建設環境課技術長 鈴木宏明

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 戸 田 孝

議 会 庶 務 係 主 査 釣 本 真由美

開会・挨拶

●議長

それでは定刻になりますので、臨時会を始めさせていただきたいと思います。
臨時会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、令和 8 年奈井江町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、8 番、大関議員、1 番、根岸議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

●議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日 1 日と決定をいたしました。

日程第 3 議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第 3、議案第 1 号「令和 7 年度奈井江町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

臨時会の出席、大変お疲れさまでございます。

それでは議案書の1ページをお開きください。

議案第1号令和7年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億4,433万5,000円を追加し、予算の総額を60億6,246万9,000円とするものであります。

令和8年1月13日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、議案書の7ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に要する経費では、商品券配布事業及び地区会館補助事業の実施、町内事業者への支援給付金及び医療・福祉・介護事業者への追加支援給付金の交付事業費として1億3,085万9,000円を追加計上。

なお、臨時交付金の詳細につきましては、この説明の後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、下段から8ページにわたります、3款1項6目の老人福祉施設費、介護サービス提供基盤等整備事業に要する経費では、国の交付要綱における補助単価の変更に伴い、地域密着型特別養護老人ホームの開設準備及び整備に対する補助金323万3,000円を追加計上。

2項2目の児童措置費、特別給付金に要する経費では、ゼロ歳から18歳までの子どもに1人当たり2万円を給付するための扶助費等1,024万3,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

15款2項1目の総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,212万5,000円を追加計上。

2目の民生費国庫補助金では、特別給付等補助金1,024万3,000円を追加計上。

中段16款2項2目の民生費道補助金では、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金323万3,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差1,873万4,000円については、財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

それでは、私から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の概要について説明いたしますので、臨時会資料1ページ目をご覧くださいと思います。

令和7年度の補正予算による重点支援交付金につきましては、12月16日付で国から生活者支援及び事業者支援に対する支援ということで、いわゆる推奨事業メニューということで1億1,212万5,000円の配分を受けたところでございます。

本交付金は、高市内閣発足後初の経済対策であり、早期執行が求められているところでございます。今回、配分された推奨事業メニューにつきましては、基本的にこれまでの物価高騰対策を踏襲したものとなっておりますが、これまでの支援項目に加えまして、新たに食品の物価高騰に対する特別加算が設けられておりまして、この項目に対する支援が必須項目ということになったところでございます。

こうした国の趣旨を踏まえまして、本町といたしましても、資料に掲げる4本の事業を、これまでの事業との連続性を考慮するとともに、必須項目である食料品の物価高騰に対する負担軽減事業等を提案させていただいたものとなっております。

上から順に説明させていただきますが、まず1つ目の事業につきましては、国の必須項目、食料品の物価高騰等に対する支援に係る事業とした、くらし応援商品券配布事業は、今回の交付金で重点を置いた事業となっております。町民1人当たりに対しまして2万円の商品券を配布するものとなっております。事務費と合わせて9,682万1,000円の予算を計上しております。配布対象者数につきましては、約4,600人を想定しているところでありまして、基準日を2月1日として、住民基本台帳に記載された町民に対して配布するものであり、使用期間は送付の日から半年となる月の月末までというふうに考えております。詳細につきましては、商工会と調整し、決定していきたいというふうに考えております。

次に、2つ目の、事業者物価高騰対策支援給付金と、3つ目の、奈井江町医療・福祉・介護事業者物価高騰対策支援（追加）給付金について、これまでの事業との連続性を踏まえるとともに、1事業者に対する給付額を10万円から15万円に増額して給付するものでありまして、事業者物価高騰対策支援給付金では180事業者2,700万円を、奈井江町医療・福祉・介護事業者物価高騰対策支援（追加）給付金では、18事業者510万円の予算を計上しております。

最後に、4つ目の事業、地区会館補助事業については、各地区において人口減少化の中で物価高騰による影響を受け、联合会館の維持・管理が厳しくなっている状況を踏まえまして、これまでの連合区に対する補助金に上乘せして交付するものでありまして、9施設193万8,000円の予算を計上しております。

以上、4事業の合計事業費ですが1億3,085万9,000円、財源内訳につきましては、地方創生臨時交付金が1億1,212万5,000円、一般財源については

1,873万4,000円となったところでございます。

長引く物価高騰が町民生活、地域経済等へさらに影響していくことが予想される中で、冒頭申し上げましたとおり、早期執行が求められていることから、本予算の議決後、各対象者等へ速やかに支援が行われるよう、関係団体とも連携し、事務作業を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大関議員。

●8番

8番。ただいま説明がありましたが、全町民向けというのは珍しいと思いますが、国では3,000円のお米券という話もあったと思いますが、当町では商品券にした理由について伺います。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

お米券にはせずに、商品券にした理由ということでございますけれども、令和の米騒動後、全国的なお米の消費が減少傾向にある中で、主幹産業の農業の本町にとって消費喚起という意味では、お米券の配布についても検討したところでございます。

ただ、お米券は全国どこでも使用できる商品券であることから、消費者にとって使いやすさがある一方で、配分された交付金が町外にお金が落ちてしまうという可能性があること。また、少し不確定要素ではありますが、本町が農村地域であるがゆえに、生産者から直接お米を購入されている世帯も相当数あると考えられること。さらには、お米券につきましては、500円に対し60円の手数料が含まれておりまして、交付金を最大限町民に還元できないというデメリットがあることなどから、町内限定で使用でき、お米も購入できる商品券とさせていただいたところであります。

町内限定の商品券による配布とすることで、町内での積極的な消費の促進につながり、ひいては、単に生活支援を行うことにとどまらない経済効果が図られると期待しているところでございます。

以上です。

●議長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番、篠田議員。

● 3番

3番。まず、この物価高騰の対応の重点の臨時交付金の活用の仕方については、とてもいいことだとは思いますが、児童措置費のほうは国の交付金の範囲内で予算はやりくりしたようなんですけれども、この商品券や何かの部分については、一般財源まで持ち出して計上した理由について説明をしていただきたいのと、それと、事業者と奈井江町の医療・福祉・介護事業者に対しては、交付金3,210万円計上していますから、恐らく現金でいくのかなと思うんですけれども、一般町民の皆さんについては商品券。地区会館補助金が193万8,000円あるんですけれども、こちらのほうはどういうような形で支給されるのか。

それと、あと医療・福祉・介護事業者、去年の3月の交付金の概要を見ていきますと、加算金が3月の段階では8事業者14事業分となっていたのが、今回、8事業者16事業分というような形で、何か2つ増えているようなんですけれども、これの内容についても併せてお願いしたい。

● 議長

企画財政課長。

● 企画財政課長

まず、一般財源を投入してまでということに対する回答ということになりますけれども、冒頭、資料の説明でもお伝えしたとおりということなんですけど、今回、国のほうでは食料品の物価高騰に対する特別加算というものが設けられておまして、ここの部分については必須項目でやりなさいということになっております。

こうしたことを鑑みまして、本町としてもここに重点を置いたということですが、今回2万円の設定につきましては、物価高騰の影響が全町民、全事業者に及んでいるという認識の中で、家計支援、事業者支援、地域基盤の維持の3点を三位一体で支援していくということを目的に、今回、この4事業を設定させていただいたということになります。

さらには、一過性の生活支援にとどめず、地域経済の循環を含めて検討した内容ということになっております。

さらには、今回2万円という商品券の金額の設定につきましては、繰り返しになりますが、事業者支援等の相乗効果を考えたもので、地元事業者の売上げとして還流するものとして想定したものとなっております。

2万円につきましては、家計調査の報告から、消費支出を家計調査から算出したものとなっておりますが、消費支出の1か月の平均が2人以上の世帯で約31万円、その世帯員構成が2.87人ということになっておまして、割り返しますと、1人当たりの消費支出は約11万円ということになっております。そのうち、食料品分の消費支出は

約3.2万円ということになっております。

なぜ、今、一般財源かということになりますけれども、こうした国の食料品への物価高騰に対する対応を趣旨に重点を置くということになっておりますので、交付金の限られた配分の中で最大限配分ができるように設定をしたということになっております。

●議長

副町長。

●副町長

すみません、1点だけ付け加えさせていただきます。

今ほど企画財政課長が申したことはそのとおりですが、一般財源が約1,800万円ほど出ておりますが、今回の補助金については、使った分だけの精算という形になります。したがって、今、予算を最大限見させていただいておりますが、今のところは大体9割程度の使用かなというふうに見込んでおりますので、一般財源はもう少し圧縮されるかなと考えております。

●議長

あと2つ。

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

医療・福祉・介護事業者の物価高騰対策支援追加給付金ということで、去年の給付が8事業、加算分は8事業者で14事業ということだったんですけれども、今回16事業分ということで、国からも重点支援地方交付金の活用についてということで、医療・介護事業者については、食料費や給食委託費等の上昇が介護サービス事業所、施設等の経営を圧迫しているというような状況があるので、積極的な対応をお願いしたいといった通知があることから、加算分につきましては、入院や入所に加えて、通所系サービスということで、今現在、通所介護と、生活介護ということで、2事業所、2事業者、追加したということになってございます。

●議長

もう1点、最後の会館の支給の方法ですね。

企画財政課長。

●企画財政課長

会館の支給方法ということになりますけれども、全て現金のほうで支給したいというふうに考えております。

●議長

よろしいですか。
ほかに質疑ございますか。

(なし)

●議長

以上で、質疑を終了いたします。
討論を行います。討論ございますか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて、令和8年奈井江町議会第1回臨時会を閉会といたします。
皆さん大変ご苦労さまでした。

(13時18分)